

マイナポイント事業
マイナポイント付与補助
公募要領

(令和3年度)

2022年3月22日版

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金を執行するとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の申請を行う者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されている。

一般社団法人環境共創イニシアチブ

目次

1	事業概要	4
1.1	事業の目的	4
1.2	補助金名称	4
1.3	予算額	4
1.4	事業スキーム	4
1.5	補助対象事業者	5
1.6	補助対象事業	5
1.6.1	補助の対象となるキャッシュレス決済サービス	5
1.6.2	補助の対象となるマイナポイント付与の方法	5
1.6.3	本事業におけるマイナポイントの要件	7
1.6.4	マイナポイント付与に対する補助金の算定方法	8
1.6.5	本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止	9
1.6.6	マイナポイント付与の内容の明示	9
1.6.7	対象者向けの案内の用意	10
1.6.8	決済事業者が行う広報等における確認事項	10
1.6.9	その他	10
1.7	補助対象経費・補助率	11
1.7.1	補助対象経費	11
1.7.2	補助対象外となる経費	11
1.7.3	補助率	11
1.7.4	マイナポイント付与対象期間	11
1.7.5	上限額	11
1.8	申請単位・回数	12
1.8.1	申請単位	12
1.8.2	申請回数	12
1.9	補助事業期間	12
1.9.1	補助事業開始日	12
1.9.2	補助対象となる事業期間	12
1.9.3	補助事業完了日	12
1.10	事業スケジュール（例）	13
	補足① 不当な取引と補助金適用範囲の整理	14
2	交付申請及び交付決定	15
2.1	交付申請の受付開始日	15
2.2	交付申請時の提出書類	15
2.3	交付申請の方法	16
2.4	交付決定前の変更	17
2.5	審査	17
2.6	交付決定	17

3	事業実施方法	18
3.1	補助事業の開始	18
3.2	計画変更等について	18
3.3	実施状況の確認	18
3.4	概算払について	18
3.4.1	概算払請求について	18
3.4.2	概算払金額の計算方法	19
3.4.3	概算払請求のスケジュール	19
3.5	中間検査について	19
3.6	補助事業の完了	19
3.7	実績報告及び額の確定について	19
3.8	仕入税額控除について	20
3.9	補助金の支払	20
3.10	検討委員会及び成果報告会への参加について	20
3.11	データ提供について	20
3.12	交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等について	20
3.13	個人情報の取扱いについて	21
3.14	決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応	21
3.15	収益納付について	21
	《更新履歴》	22

1 事業概要

1.1 事業の目的

マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定してマイナポイントを申し込んだ者が、キャッシュレス決済サービスに一定金額を前払等した場合に、マイナポイントとして、当該キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を付与すること（以下「マイナポイント事業」という。）により、マイナンバーカードの普及促進及び官民キャッシュレス決済基盤の構築を図るとともに、消費喚起や生活の質の向上を図ることを目的とする。

1.2 補助金名称

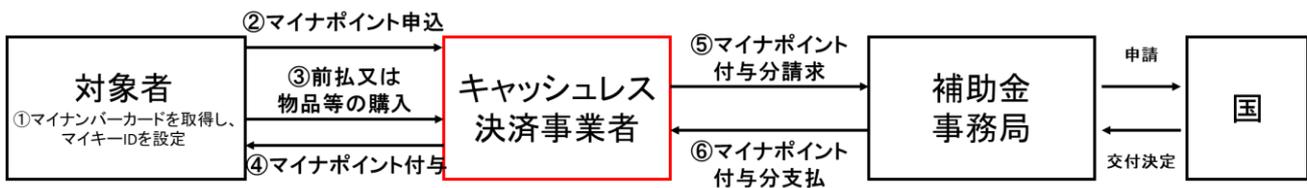
令和3年度・マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助）

1.3 予算額

約 1,000 億円

1.4 事業スキーム

令和3年度・マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助）（以下「本事業」という。）は、マイナポイント事業費全体の内、マイナポイント事業の実施にあたって、マイナポイント第1弾に登録されている決済事業者（以下「登録済決済事業者」という。）が対象者へマイナポイント付与した経費に対して補助を行う。



1.5 補助対象事業者

キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、補助金事務局に登録された登録済決済事業者を補助対象事業者とする。

1.6 補助対象事業

マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定してマイナポイントを申し込んだ者(以下「対象者」という。)が、2022年1月1日(土)以降の3か月間に、自ら選択したキャッシュレス決済サービスを用いて当該申込以降に前払又は物品等の購入を行った場合、マイナポイントとして、決済サービス利用額の25%(5,000円相当を上限とする)を当該サービスで利用可能なポイントとして対象者に付与する事業のうち、1.6.1から1.6.9をすべて満たす事業を補助対象事業とする。

※ やむを得ない場合として補助金事務局が認めた場合を除き、対象者は選択したキャッシュレス決済サービスを変更することはできない。

1.6.1 補助の対象となるキャッシュレス決済サービス

補助の対象となるキャッシュレス決済サービスは、キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき登録された、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段とする。

- ※ なお、主に特定商取引の利用に充てられるものとして補助金事務局が認めるキャッシュレス決済サービスは対象外とする。
- ※ 資金決済法第3条に定める前払式支払手段である場合、登録済決済事業者が同法第5条第1項第6号により届出又は第8条第1項第5号による申請をしたものを対象とする。

1.6.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法

本事業において補助の対象となるマイナポイント付与の方法は、登録済決済事業者が、キャッシュレス決済サービスごとに、補助金事務局に登録時に届け出た以下の方法により行うこととする。

- ① キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法。
 - ※ ①の場合には、前払分の払戻を資金決済法に則って制限しなければならない。なお、資金決済法第4条に該当する前払式支払手段は、払戻を助長しないための措置を講じていると補助金事務局が認める場合に限り、前払によるマイナポイント付与を認める。
 - ※ ①の場合で、クレジットカード等から前払い式へのチャージが可能な場合、当該決済に対して2重還元が行われないう、必要な情報を補助金事務局経由でクレジットカード等の事業者の開示しなければならない。

- ② キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額(キャッシュレス決済サービ

スへの前払又は送金、及び他のキャッシュレス決済サービスからの決済金額はポイント付与の対象から除く)に応じてマイナポイントを付与する方法(ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法又はポイント等相当額を金融口座に入金する方法を含む。)

- ※ ②の場合には、登録済決済事業者が対象者との利用規約等において物品等の購入の取消や返品による返金手続を定めている場合、返金された部分については、マイナポイントの付与を制限しなければならない。
 - ※ ②の場合で、クレジットカード等を精算手段として紐づけて決済が可能な場合、クレジットカード等を紐づけた決済分は、マイナポイントを付与しないように制限しなければならない。
 - ※ 上記が対応できない場合、当該決済に対して2重還元が行われないよう、必要な情報を補助金事務局経由でクレジットカード等の事業者の開示しなければならない。
 - ※ クレジットカード等の事業者は、①でのチャージ分も含め、補助金事務局からの開示情報を基に、2重還元を行わないように制限しなければならない。(ただし、事業期間内の制限取引以外で20,000円以上の決済が確認できる場合は、制限取引を個別に対象外とする必要はない。)
 - ※ ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法による際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与しても構わない。
- ③ その他一定の経済的利益を受ける権利を対象者に付与する方法として認められる方法。

[①～③に共通する細則]

- ※ マイナポイント付与の対象となるのは、当該対象者のマイナポイント申込日又は2022年1月1日(土)のいずれか遅い日から、2022年3月31日(木)まで(以下「付与対象期間」という。)の前払又は決済とする。ただし、付与の対象日が当該対象者のマイナポイント申込日より遅くなる場合には、対象者及び補助金事務局にその旨を明示すること。なお、付与対象期間の詳細については、別途補助金事務局が定めるシステム仕様書を確認すること。
- ※ マイナポイント第2弾に参加するキャッシュレス決済事業者に限り、前払又は決済日が以下の理由により切り分けられない場合は、補助金事務局に個別相談のうえ、2022年3月31日(木)以前の前払又は決済であったとしても、マイナポイントの付与対象として認めない。
 - 前払又は物品等の購入のポイント付与集計期間が2022年3月と2022年4月をまたぐ場合(例:ポイント付与集計期間が2022/3/15～2022/4/14)
 - 2022年1月から2022年3月にポイント付与対象の前払又は物品等の購入を行っているものの、ポイント付与最小決済単位の達成が、2022年4月以降となる場合(例:20,000円決済したら5,000ポイント付与)
 - 登録済決済事業者の帰責ではない理由で、2022年3月以前の前払又は物品等の購入の決済データの連携が遅れ、2022年4月以降の決済として扱われた場合
 - その他、補助金事務局が適当と認めた場合
- ※ マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で一又は複数の前払又は決済の合計値が付与の対象となる最小単位に達してから2022年5月31日(火)までの範囲で、登録済決済事業者が任意に一定の期間を設定して行う。(同一

キャッシュレスサービスで当該期間を複数設定することは不可。)

- ※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、登録済決済事業者において、付与の対象となる 20,000 円以下の最小単位を任意に設定し、付与対象期間内の一又は複数の前払又は決済の合計に対して 25%を下回らない額を付与する。(同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可。)

(例:1,000 円単位の前払にポイントを付与する場合で、付与対象期間内の決済額が 8,500 円の時)

× 8,500 円【2,000 ポイント】→最終 8,000 円【2,000 ポイント】(ポイントが 8,500 円の 25%未満)

- ※ ○ 8,500 円【2,000 ポイント】+後日調整【125 ポイント】→最終 8,500 円【2,125 ポイント】
- ※ (対象期間内の決済額が 20,000 円未満の場合は、最小単位に満たない決済額について補正)ただし、最小単位を設定しない(最小単位=1 円)場合で、付与毎に発生した 1 ポイント未満のポイントを切り捨てた結果、付与したポイントの合計が前払額又は決済額の合計の 25%に満たなくても可。(実際に付与した額が補助対象。対象者からの問合せ等には決済事業者の責任で対応すること。)

当該対象者に5,000円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。

※

- ※ 原則、同一のキャッシュレス決済サービスは、1 種類のポイントのみマイナポイントとして付与できる。

× ○○ペイによる購入時、A ポイントと B ポイントに分割して付与

× マイナポイント申込時、対象者に複数のポイントから付与を受けるポイントを選択させる

- ※ キャッシュレス決済サービスを複数の手法に対応させる場合は、それぞれを別のキャッシュレス決済サービスとして申請すること。この場合においても、対象者はいずれかの手法のキャッシュレス決済サービスを選択し、事後の変更は認められないことに留意すること。

(例:○○ペイについて手法①②に対応する場合は、○○ペイ(前払時にポイント付与)と○○ペイ(決済時にポイント付与)として別のキャッシュレス決済サービスとして申請を行う。)

- ※ 決済事業者がポイント付与の対象外としている取引については、本事業のマイナポイント付与も合わせて対象外としてよい。

1.6.3 本事業におけるマイナポイントの要件

マイナポイントは、全国的又は地域的に幅広く利用可能なものであり、かつ、以下に該当しなければならない。

・本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスと併せて又は単独で、当該キャッシュレス決済サービスが使える全ての店舗において、幅広く物品等の購入の決済時に電子的に日本円で換算可能な利用ができるもの、その他これに類するものとして補助金事務局が認めるもの。主に特定商取引の利用に充てられるものを除く。

- ※ 中間ポイント(上記ポイント等への等価での直接の交換ができるもの(日本銀行券での給付、その他いわゆる直接的なキャッシュバックと認められるものは除く。))を含む。ただし、5,000 円相当のポイント等に交換できることが、交換レートにおいて明らかでなければならない。なお、補助金の算定において必要となる失効率の計算にあたっては、交換される前のポイントの失効率を基に算出すること。

※ 付与されてから失効するまで少なくとも 3 か月以上の期間が設定されていること（マイナポイントが中間ポイントである場合には、中間ポイント及び中間ポイントから交換したポイントのいずれについても適用する。）。

1.6.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法

マイナポイント付与による補助金額の算定については、登録済決済事業者単位で算出した「ポイントの発行数」及び「ポイントの失効率」を基に算定することとし、具体的には、原則として、以下の算定式によることとする。

ただし、期間中の発行ポイントの利用状況等について、精緻に計測が可能である場合であって、補助金事務局がその算定方法について合理的かつ実施可能と認めたとき（例：補助事業期間内までに発行した全てのポイントが失効し、その利用率を算出できる場合）は、登録済決済事業者の提案する方法で補助金額の算定を行うことができる（この算定方法によるポイント失効率を以下「実績失効率」という。）。

また、他社からポイントを仕入れている場合は、補助金事務局が適当と認める場合に限り、当該ポイントの仕入れ額（対象者 1 人あたり 5,000 円相当を上限）を補助金額とすることも可とする。

$$\text{補助金額} = \text{①ポイント単価} \times \text{②期間中のポイント発行数} \times (1 - \text{③ポイント失効率})$$

① ポイント単価

1.6.3 に記載したマイナポイントの要件による 1 単位のポイント金額換算価値をポイント単価とする。

② 期間中のポイント発行数

期間中のポイント発行数は、マイナポイント付与を申込んだキャッシュレス決済サービスを用いて当該対象者が行った前払額又は決済額に応じて、登録済決済事業者が発行した総ポイント数とする。

③ ポイント失効率

ポイント失効率は「マイナポイント失効率の算定手順書」及び「マイナポイント事業における失効率申告書」を用いて算出することとし、その計算根拠となる「マイナポイント事業における失効率申告書」の提出を求める。なお、補助金事務局が指定する宣誓書を提出することで、マイナポイント第 1 弾のマイナポイント付与補助事業で使用していた失効率を本事業でも用いることができる。

本事業の額の確定までに提出した失効率については、原則として変更することはできない。

- ※ 失効率の算出に当たっては、過去のキャンペーンで付与した期間限定ポイント等本事業で付与されるポイントと明らかに有効期限が異なるポイントは含まずに算出する。
- ※ 付与するポイントの種類が 1 登録済決済事業者に複数あれば、ポイントの種類ごとに複数としてもよい。
- ※ 失効率の算出に当たっては、そのデータが従前の会計処理等で活用されたものであるかどうか、公認会計士の確認を求めることとする。

- ※ マイナポイント失効率の算定手順書に基づき算出された失効率と登録済決済事業者が会計処理時に用いている失効率に差があると補助金事務局が判断する場合には、会計処理時の失効率提出を求める場合がある。
- ※ 利用状況に応じて有効期間の延長がある場合、有効期間は無期限とはとらず、延長前に設定されていた一定の期日までの期間を有効期間とみなす。
- ※ 他社のポイント等をマイナポイントとして付与している場合の、失効率の計算においては、交換される前のポイントの失効率を基に算出すること。なお、当該実績の提供を受けられない場合は、失効率を8%とする。
- ※ 8%と実際の登録済決済事業者が会計処理時に用いている失効率等に差があると補助金事務局が判断する場合には、会計処理時の失効率の提出を求める場合がある。
- ※ 金融機関の口座からの引落金額と相殺する方法で付与するポイントの失効率は、ポイント等が即時に交換又は消費されたと同一視できることから、失効率を0%とする。
- ※ 本事業期間中のポイント発行数とポイント失効数の実績からポイント失効率を算定する場合で、2022年3月以降にポイント付与を行うことで、1.6.3に定める有効期間（3カ月以上）を満たせなくなる可能性がある場合は、事前に補助金事務局へ相談すること。

1.6.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止

ポイント単価及び失効率に影響を与える又は付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、2022年3月31日（木）まで原則認めないこととする。ポイント単価又は失効率に関係のない改訂（ポイントと商品を交換する際の対象物品を追加する等）であっても、事前に補助金事務局へ申し出ること。なお、他社が発行するポイントを付与する際には、当該発行事業者と登録済決済事業者間において同様の変更を行わないことの取り決めを締結すること。

1.6.6 マイナポイント付与の内容の明示

登録済決済事業者は、対象者の前払額又は決済額の合計と20,000円の差額又はマイナポイントの付与状況等について、対象者への通知、対象者が閲覧できる履歴の表示、対象者からの個別の問合せへの対応等のうちの少なくとも一つの方法により、対象者にマイナポイントの付与状況を説明できる体制を整えること。

1.6.7 対象者向けの案内の用意

登録済決済事業者は、提供するキャッシュレス決済サービスや実施するマイナポイント付与の内容を対象者に示すため、以下の事項を可能な限り含んだ特設ページや説明文等を用意しなければならない。

●全事業者 ○該当する事業者

区分	項目	対象者	備考
マイナポイント制度情報	マイナポイント制度概要	●	
	実施期間	●	
決済サービス情報	サービス名称	●	
	利用可能店舗	●	
	申込可能店舗	○	手法Cの場合に必須
	申込方法（入会費等）	●	無料の場合はその旨を明記すること
	利用方法（年会費等）	●	無料の場合はその旨を明記すること
	サービス利用規約	●	
	対応券面（マイナポイント付与対象のカードを判別可能な情報）	○	クレジットカードの場合に必要
マイナポイント情報	マイナポイント付与対象となる取引	●	
	マイナポイント付与率	●	
	マイナポイント付与の上限額	●	
	マイナポイントの付与方法	●	
	消費者への還元先	●	例：○○カード、○○ウォレット等
	集計期間・還元期間	●	
	マイナポイントの確認方法	●	例：明細の見方
	マイナポイントの有効期限	●	
	退会等により決済利用が見込めなくなったマイナポイントの取扱	●	
	マイナポイント付与に係る特約	○	例：ポイント付与対象外取引がある場合等
	中間ポイントの等価交換先	○	中間ポイントの場合に必要
問い合わせ先情報	電話番号	●	
	受付時間	●	

1.6.8 決済事業者が行う広報等における確認事項

決済事業者は、対象者に向けた広報等の活動について、補助金事務局が別途定める「マイナポイント広報ガイドライン」を確認し、それに従うこと。また、対象者に向けたマイナポイント予約・申込支援等を行う場合には、補助金事務局が別途定める「マイナポイント手続サポーター申請要領」にて定める内容に則して登録を行った上で、支援等を実施するものとする。

1.6.9 その他

マイナポイント付与の補助額を算定する際に利用する有効期限や利用方法は、原則として各登録済決済事業者の既存のポイントプログラムに準ずることとするが、以下のようなポイントプログラムの内容については、事前に補助金事務局への報告を行うものとする。

① ポイント発行数の算出の際に、一定の額を切り捨てて算出する場合

※ 決済額に対して1円単位でポイント発行数の計算を行い小数点以下を切り捨てる場合は除く。

（例）決済額に対して1円単位以外でポイント発行数の計算を行い、その単位に満たない決済額分を切り捨て、切り捨て後の額を対象としてポイント等を付与する場合

② マイナポイント付与にあたり、キャッシュレス決済サービスの利用に用いるアカウントと異なる

るアカウント登録が必要な場合

- ③ 本事業のために、特別なルール（有効期限や利用方法等）を定める場合 等

1.7 補助対象経費・補助率

1.7.1 補助対象経費

登録済決済事業者が、マイナポイント付与期間中の補助対象となる取引について行うマイナポイント付与に対して 1.6.4 に記載の方法により算出された金額を、補助対象経費とする。

1.7.2 補助対象外となる経費

以下の経費については、補助対象外とする。

- ・ 不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項第二条 2 項に定める取引（第二条 2 項三に該当する場合を除く）に対するマイナポイント相当額（詳細は補足①参照）
- ・ その他、補助金事務局が補助対象外と判断した経費

【他の補助金との重複】

本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる補助金、及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。税制優遇や国からの補助金ではない地方自治体等の補助金との併用可否については、それぞれの担当窓口にお問い合わせすること。

1.7.3 補助率

10/10 以内

1.7.4 マイナポイント付与対象期間

以下の期間に 1.6.2 に定める方法で取引が発生したマイナポイントを対象とする。

2022 年 1 月 1 日（土）～2022 年 3 月 31 日（木）

- ※ マイナポイント付与対象期間の詳細については、別途補助金事務局が定めるシステム仕様書を確認すること。

1.7.5 上限額

1 マイキーID あたり 5,000 円相当に失効率を乗じた値を上限とする。

1.8 申請単位・回数

1.8.1 申請単位

登録済決済事業者は、本事業期間中における見込補助対象額を概算のうえ一括して交付申請を行う。

1.8.2 申請回数

登録済決済事業者は、原則、本事業期間において1回のみ交付の申請をすることができる。
なお、事業内容に変更が生じた場合は、3.2に規定する計画変更の手続をとるものとする。

1.9 補助事業期間

1.9.1 補助事業開始日

補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）にかかわらず、2022年1月1日（土）とする。

1.9.2 補助対象となる事業期間

2022年1月1日（土）又は本補助金の交付決定日のいずれか遅い日～2022年3月31日（木）

※ 本事業においては、原則、上記期間中の前払又は物品等の購入に対するポイント付与実績を実績報告の対象とする。

ただし、対象の決済期間が複数月間にまたがる等の事由が発生する場合は、事務局指定の期間にて報告を行うこと。

例) ポイント付与対象の決済集計締日が月末ではない場合、2022年5月付与分までを報告対象とする 等

1.9.3 補助事業完了日

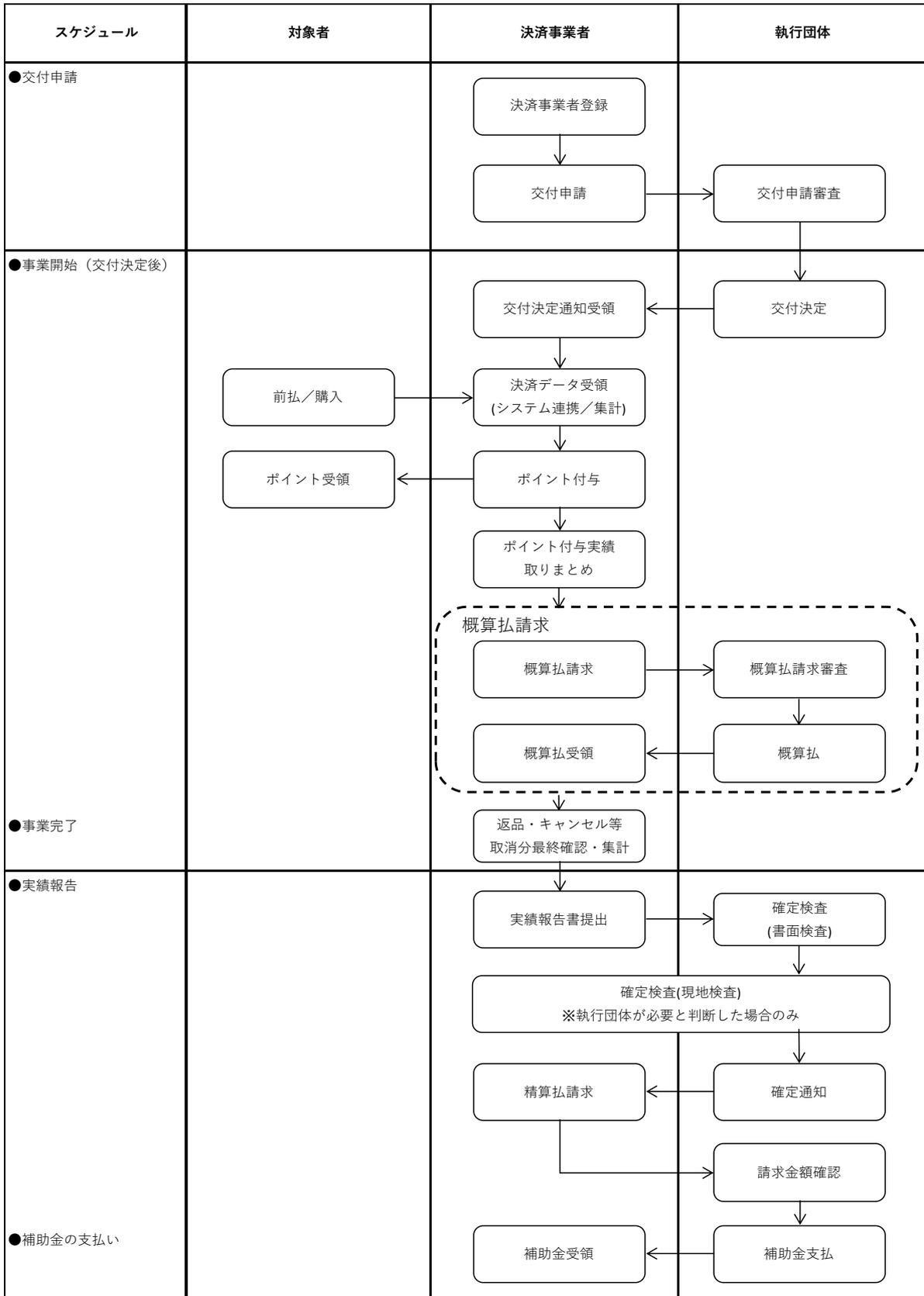
補助事業の完了日は、補助対象事業の検収日か補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか遅い方とする。

ただし、補助事業完了日は2022年5月31日（火）までとする。

申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延した場合、補助対象とならない場合がある。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡すること。

※ 登録済決済事業者は、補助事業完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、本事業の交付規程に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けられない。

1.10 事業スケジュール (例)



補足① 不当な取引と補助金適用範囲の整理

不当な取引が発生した場合等の、補助金の返還範囲は以下の通りとする。

#	ケース	不当かどうか	ポイント	減算処理 (取戻し)	本人への 権利の戻し※1	補助金支払いの有無	備考	
1	紐づける決済手段を間違えた	不当でない	付与済	使用済	不要	無	有	
			未付与	-	-	有	有	紐づけ解除電文受領後に付与されたポイント分は補助金対象外 正規ユーザに未付与のポイントの権利等を引き継ぐ場合のみ補助金の支払いはあり
2	紐づけた物理的な決済手段を紛失した/ 盗難された	不当でない	付与済	使用済	不要	無	有	
			未付与	-	-	有	有	新規ICカードにユーザ情報や未付与のポイントの権利等を引き継ぐ場合のみ補助金の支払いはあり
3	自分の決済手段に他人の権利が紐づけられた	不当でない	付与済	使用済	必要	有 ※3	有	間違えて紐づけられた人が申告しているので原則、減算が必要 ただし、減算処理できなかったポイントは付与される
			未付与	-	-	有	有	正規ユーザの取引の場合のみ補助金支払いはあり
4	第三者に決済手段を利用された※2	不当	付与済	使用済	事業者判断	有	無	当該取引への補助金は支払われないため、取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	有	正規ユーザの取引の場合のみ補助金支払いはあり
5	第三者にマイナポイントを利用された※2	不当	付与済	使用済	事業者判断	有	無	当該取引への補助金は支払われないため、取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	無	正規ユーザがポイントを利用できることを確認できた場合のみ補助金の支払いはあり
6	循環決済や架空取引等、実態を伴わない取引を実施した	不当	付与済	使用済	事業者判断	有	無	当該取引への補助金は支払われないため、取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	有	当該取引以外の通常の取引の場合のみ
7	単一決済でポイントを多重に取得した	不当	付与済	使用済	事業者判断	有	無 ※4	(本来ポイント付与しない整理になっている事業者に対して) 当該取引への補助金は支払われないため、取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	有	本来ポイントを付与される取引については通常通りポイントが付与し補助金が出る 補助金支払対象の取引にのみ補助金支払いはあり
8	ユーザステータスが条件未達の状況に戻った	不当	付与済	使用済	事業者判断	有	無	
			未付与	-	-	有	有	当該取引以外の通常の取引の場合のみ
9	不当なマイナポイントの権利が発行された	不当	付与済	使用済	事業者判断	有	無	
			未付与	-	-	有	有	正規ユーザがポイントを利用できることを確認できた場合のみ補助金の支払いはあり

※1：「本人への権利の戻し」とは、付与されたポイントを移管するのではなく、ポイントの権利を本人に戻すかどうかを指す。ポイントの権利を本人に戻した後での、正規ユーザーによる通常の取引は補助金の対象となる。

※2： 物理的な決済手段・ポイントカードの盗難を含まない

※3： 取戻せた分のみ

※4： 本来ポイント付与しない整理になっている事業者には無し

2 交付申請及び交付決定

2.1 交付申請の受付開始日

2021年12月24日（金）

2.2 交付申請時の提出書類

●全事業者 ○該当する事業者

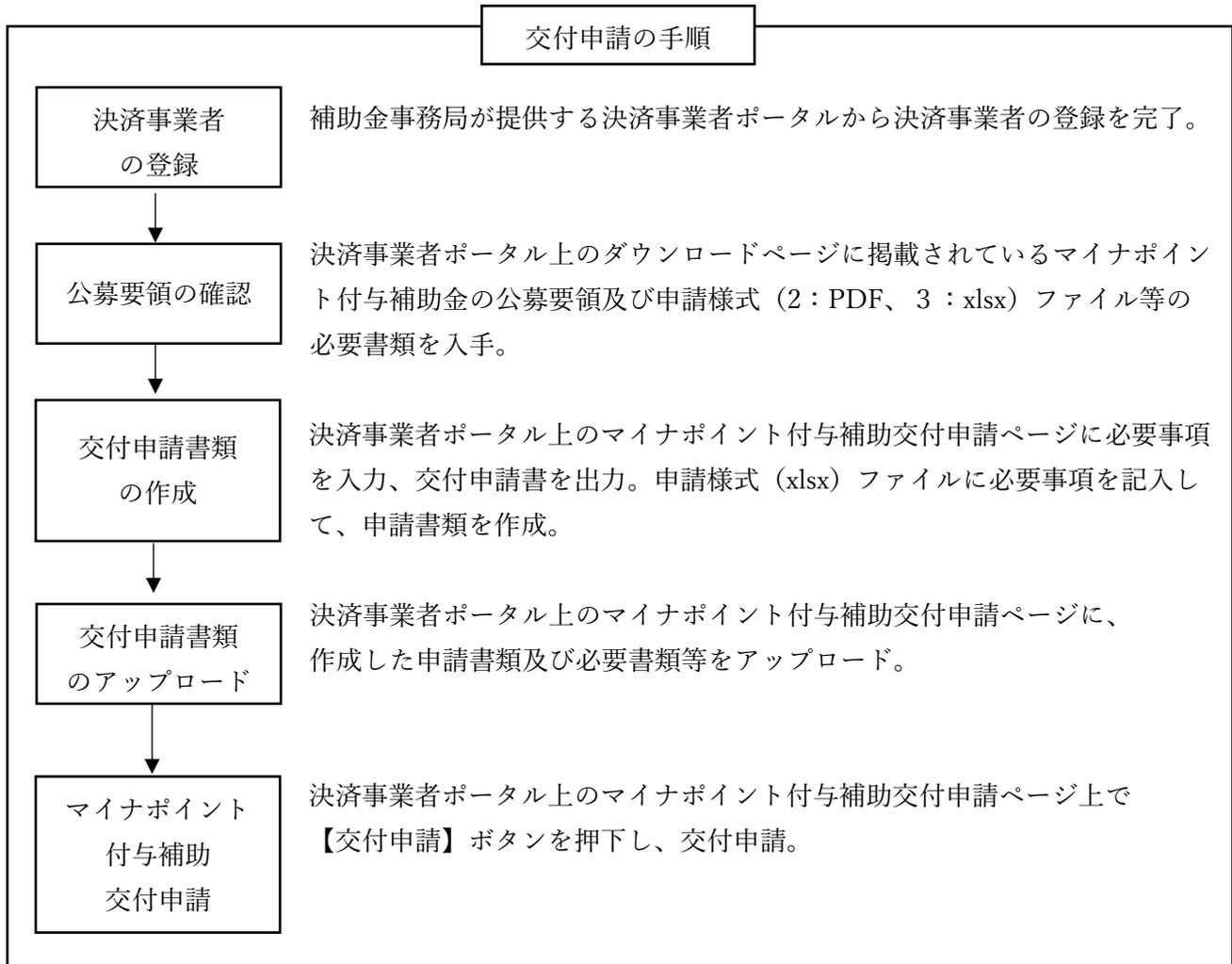
No	書類名称	様式	提出する単位	形式	必要書類	備考
1	交付申請書	様式第1	申請ごと	PDF	●	・事業者印の押印は不要
2	事業計画書	指定 (別紙1)	申請ごと	Excel	●	・期間中のポイント発行予定数の参考とする
3	マイナポイント第1弾のマイナポイント付与補助事業の失効率使用に係る宣誓書	指定	サービスごと	PDF	○	・本公募要領1.6.4③のとおり、マイナポイント第1弾のマイナポイント付与補助の失効率を利用する場合のみ必須 ・ <u>本宣誓書を提出する場合、4以降の書類提出は不要</u>
4-1	マイナポイント事業における失効率申告書	指定	サービスごと	PDF	○	・「マイナポイント失効率の算定手順書」において、算定方法A～Eに該当する場合のみ必須
4-2	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書	指定	サービスごと	PDF	○	・算定方法Cの場合は本事業期間中に付与したポイントの実績データを用いるため、交付申請時には提出せず、実績報告の際に提出する
5	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書の提出に係る宣誓書	指定	サービスごと	PDF	○	・算定方法A～Eに該当し、交付申請時に4-1と4-2が提出できない場合のみ必須
6	ポイント等失効率・利用率に係る実績が存在しないこと理由書	指定	サービスごと	PDF	○	・算定方法A～Eに該当しない場合のみ必須

※ファイルの名称は、上記の提出書類一覧に記載のある【No（複数ある場合は枝番を付番すること）_○○○○】とすること。なお、○○○○は事業者名をローマ字で入力すること。

例) 【No4-1_kabusikigaisya○○】

2.3 交付申請の方法

マイナポイント事業（マイナポイント付与補助）の申請は、補助金事務局が提供する決済事業者ポータルに必要情報を登録することによって行う。補助金事務局は、登録された情報をもとに補助金の交付申請の審査を実施し、交付決定を行う。



- ※ 提出書類は決済事業者ポータルにアップロードし、原本は保管すること。
- ※ 補助金事務局への登録申請書類の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの応募は、原則受理しない。また、受理した申請書類は返却しない。
- ※ 申請内容に不備がある場合は、受付期間中に申請されたものでも、交付決定を行わない場合があることに十分に留意すること。

2.4 交付決定前の変更

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に交付申請の内容に変更が生じた場合は、必ず補助金事務局に問合せて指示を受けること。

2.5 審査

補助金事務局は、申請された事業内容について、本事業の交付規程及び公募要領の要件を満たしているか審査を実施する。併せて、補助金事務局が指定するマイナポイント付与のためのシステム連携ができること、対象者からの問合せを受ける体制の構築ができていることを確認する。申請書類等に不備・不足がある場合、補助金事務局から不備・不足を指摘する場合がある。不備・不足に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに不備・不足を解消すること。

また、補助金事務局が必要と判断した場合に限り、書類の追加提出を求めることがある。追加提出に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに補助金事務局の指示に従って対応すること。

2.6 交付決定

審査の結果、交付申請の内容が適当であると認めた場合、交付決定を行う。なお、公募状況により公募予算額を超える場合、審査結果によっては、申請された補助金額から減額して交付決定されることがある。

審査結果や審査の過程に関する質問に対しては、補助金事務局は一切対応しないこととする。なお、申請書類に不備・不足がないもの、また不備・不足が解消されたものから順次交付決定を行う。

補助金事務局は、交付決定した補助事業者宛てに通知を行う。

補助金事務局は、交付決定した補助事業者について、事業者名、事業概要、交付予約金額等を補助金事務局のホームページ (<https://sii.or.jp/mynapoint02/>) へ掲載する。上記に加え、交付決定した補助事業者について、補助金の交付決定等に関する情報（事業者名、交付決定日、法人番号、交付予約額等）は、原則として gBizINFO (<https://info.gbiz.go.jp/>) へ掲載される。

3 事業実施方法

3.1 補助事業の開始

補助事業者は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）にかかわらず、2022年1月1日（土）以降、マイナポイント付与を実施することができる。

※ 補助対象経費は1.7.1で規定するマイナポイント付与補助の対象額とする。

3.2 計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に計画に変更が生じた場合、予め補助金事務局に報告し、その指示に従わなければならない。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、速やかに補助金事務局へ報告しなければならない。

3.3 実施状況の確認

補助事業者は、概算払の要否に関わらず、当月のマイナポイント付与実績を翌月の10日までに、補助金事務局が定めるデータ様式で報告しなければならない。

本補助金を受けたにもかかわらずマイナポイント付与補助を実施しなかった場合、あるいは実施できなかった場合は、受給した補助金を返還しなければならない。補助金事務局は、本補助金を受給した補助事業者に対して、付与の実施状況を確認するため、取引データの提出等の調査を行う。また振込データやその他実績を確認するための資料等の提出を求めることがある。

3.4 概算払について

3.4.1 概算払請求について

交付決定された補助事業者は、1.7.1で規定するマイナポイント付与補助の対象となる金額について、1か月単位で概算払請求することができる。補助事業者は、補助金事務局が定める集計期間ごとに確定した概算払金額を、概算払請求期限までに補助金事務局に請求しなければならない。ただし、概算払金額が100万円を下回る場合は、当月の概算払請求は行うことはできず、累計概算請求額が100万円に達するまで翌月以降に繰り越すものとする。

- ※ 補助金事務局は概算払請求書を受理した後、書類審査等を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者に速やかに通知する。
- ※ 概算払請求方法の詳細は、交付決定後に公表する。
- ※ ポイント失効率の確定前は、補助金事務局は概算払請求を認めない。
ただし、算定方法Cに該当する事業者は、失効率8%で概算払請求を行うこととする。
- ※ 概算払請求の内容に不備・不足等があり、概算払審査期間中に審査が完了しなかった場合は、次の審査期間分として取り扱うこととなるので、書類の作成には十分注意すること。

3.4.2 概算払金額の計算方法

概算払金額は失効率と仕入税額控除見込額を考慮し、以下の計算に基づき支払いを行う。

$$\text{概算払金額} = \text{付与ポイント数} \times (1 - \text{失効率}) \times (1 - \text{留保率})$$

留保率：仕入税額控除を考慮した率（全額仕入控除適用の場合 10%（=0.1））

3.4.3 概算払請求のスケジュール

区分	集計期間	証憑提出期間	証憑不備解消期限	概算払請求 申請期限	概算払 予定日
期間① 2022年1月分	2022年1月1日～ 2022年1月31日	2022年2月1日～ 2022年2月10日	2022年2月25日	2022年2月26日	2022年 3月下旬
期間② 2022年2月分	2022年2月1日～ 2022年2月28日	2022年3月1日～ 2022年3月10日	2022年3月25日	2022年3月28日	2022年 4月下旬
期間③ 2022年3月分	2022年3月1日～ 2022年3月31日	2022年4月1日～ 2022年4月10日	2022年4月25日	2022年4月28日	2022年 5月下旬

※ 期間②は希望する決済事業者のみ実施すること。

3.5 中間検査について

補助金事務局は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者は、補助金事務局の指示に従い、対応しなければならない。

3.6 補助事業の完了

補助事業の完了日は、補助対象事業の検収日か補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか遅い方とする。

ただし、補助事業完了日は2022年5月31日（火）までとする。

申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延した場合、補助対象とならない場合がある。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡すること。

※ 補助事業者は、補助事業完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、本事業の交付規程に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けることができない。

3.7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業の完了日から30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。補助金事務局は、実績報告書を受理した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者へ速やかに通知する。

補助金額は、実績報告後に補助金事務局の検査で決定する。

3.8 仕入税額控除について

実績報告時点で、1.6.2 に定める方法で計算された補助金額を基に支出されるポイントの消化もしくは仕入等に消費税が含まれており、仕入税額控除の適用を受けている場合は、補助金額から差し引かなければならない。

また、実績報告時点のポイント残高のうち、将来的に仕入税額控除の適用を受ける場合の取扱いについては調整中のため、後日決済事業者向けに詳細を公表する。

3.9 補助金の支払

補助金事務局は、額の確定通知書により確定した補助金の額を通知後、精算払請求書を受理した後に、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

3.10 検討委員会及び成果報告会への参加について

補助事業者は、補助金事務局から要請があった場合は、補助金事務局が実施する成果報告会に参加しなければならない。

3.11 データ提供について

補助金事務局は、国の施策に基づいたマイナポイントを活用した消費活性化策を実施するため、必要な範囲において補助事業者に対してマイナポイントを活用した消費活性化策の実施に資するデータ等の提供を要請することができる。

補助事業者は、補助金事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3.12 交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の修正又は取消し、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 補助金適化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間の補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者の名称及び不正の内容の公表。

3.13 個人情報の取扱いについて

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等及び不当な取引を行った者による二次被害を防ぐための情報連携に利用する他、補助金事務局が主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3.14 決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応

マイナポイント事業の事業開始から 2023 年 3 月 31 日（金）までの間に、決済事業者が倒産等の経営状況に陥った場合、補助金事務局は利用されなかったポイント付与相当額の返還を求める場合がある。

3.15 収益納付について

マイナポイント事業の事業完了から 5 年間、補助金事務局からの求めがあった場合は、事業収支状況を報告しなければならない（交付規程第 17 条参照）。収支状況報告の結果、申請失効率と実失効率の大幅な乖離やポイント制度の変更等によって収益が発生していると認められる場合は、当該収益分を納付しなければならない（交付規程第 34 条参照）。

《更新履歴》

ページ	改訂後	改訂前
2021.12.24	初版	
2022.03.07	更新	
P.6	<p>【修正】 1.6.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法</p> <p>マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で一又は複数の前払又は決済の合計値が付与の対象となる最小単位に達してから 2022 年 5 月 31 日（火）までの範囲で、登録済決済事業者が任意に一定の期間を設定して行う。（同一キャッシュレスサービスで当該期間を複数設定することは不可。）</p>	<p>マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で一又は複数の前払又は決済の合計値が付与の対象となる最小単位に達してから 2022 年 3 月 31 日（木）までの範囲で、登録済決済事業者が任意に一定の期間を設定して行う。（同一キャッシュレスサービスで当該期間を複数設定することは不可。）</p>
P.8	<p>【削除】 1.6.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法</p> <p>実績失効率の記載を削除</p>	<p>なお、実績失効率の確定が 2022 年 4 月以降になる場合は、2022 年 3 月時点の実績失効率にて補助金額の確定を行う。</p>
P.12	<p>【修正】 1.9.2 補助対象となる事業期間</p> <p>例) ポイント付与対象の決済集計締日が月末ではない場合、2022 年 5 月付与分までを報告対象とする 等</p>	<p>【修正】 1.9.2 補助対象となる事業期間</p> <p>例) ポイント付与対象の決済集計締日が月末ではない場合、2022 年 2 月付与分までを報告対象とする 等</p>
	<p>【修正】 1.9.3 補助事業完了日</p> <p>ただし、補助事業完了日は 2022 年 5 月 31 日（火）までとする。</p>	<p>ただし、補助事業完了日は 2022 年 3 月 31 日（木）までとする。</p>
P.19	<p>【追加】 3.4.3 概算払請求のスケジュール</p> <p>「期間②」の概算払、「期間③」を追加</p> <p>【修正】</p> <p>※期間②は希望する決済事業者のみ実施すること。</p>	<p>—</p> <p>※期間②は実施状況報告まで行い、概算払請求は実施しないこと。</p>
	<p>【修正】 3.6 補助事業の完了</p> <p>ただし、補助事業完了日は 2022 年 5 月 31 日（火）までとする。</p>	<p>ただし、補助事業完了日は 2022 年 3 月 31 日（木）までとする。</p>
2022.03.22	更新	
P.6	<p>【追加】 1.6.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法</p> <p>[①～③に共通する細則]</p> <p>※マイナポイント第2弾に参加するキャッシュレス決済事業者に限り、前払又は決済日が以下の理由により切り分けられない場合は、補助金事務局に個別相談のうえ、2022 年 3 月 31 日（木）以前の前払又は決済であったとしても、マイナポイントの付与対象として認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前払又は物品等の購入のポイント付与集計期間が 	<p>—</p>

<p>2022年3月と2022年4月をまたぐ場合（例：ポイント付与集計期間が2022/3/15～2022/4/14）</p> <ul style="list-style-type: none">2022年1月から2022年3月にポイント付与対象の前払又は物品等の購入を行っているものの、ポイント付与最小決済単位の達成が、2022年4月以降となる場合（例：20,000円決済したら5,000ポイント付与）登録決済事業者の帰責ではない理由で、2022年3月以前の前払又は物品等の購入の決済データの連携が遅れ、2022年4月以降の決済として扱われた場合その他、補助金事務局が適当と認めた場合	
--	--

問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ
マイナポイント事業 問い合わせ窓口（キャッシュレス決済事業者専用）

TEL：03-5565-8106

<受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～18:00（土・日・祝日を除く）>

※問い合わせは原則 WebFAQ にてお願いします※